



# 令和元年度 財政指標を公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）では、毎年度、前年度の決算を議会に提出した後、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と、公営企業会計の資金不足比率を公表することが義務付けられています。

令和元年度決算に基づく長島町の状況は次のとおりです。

「財政指標」とは、決算数値から自治体の財政状況を測る「ものさし」のやうなものです。財政状況をどのように観点立てて測るかによって、さまざまな指標があります。

## 健全化判断比率

健全化判断比率				
	令和元年度指標	平成30年度(参考)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—*	—*	14.64%	20.0%
連結実質赤字比率	—*	—*	19.64%	30.0%
実質公債費比率	7.8%	7.6%	25.0%	35.0%
将来負担比率	16.0%	6.9%	350.0%	

\*「実質赤字比率」および「連結実質赤字比率」で指標(%)の表記がない(「—」で表記している)ものは、実質赤字額および連結実質赤字額がないことを表しています。

## 資金不足比率

### ○ 各指標の基準

各指標の基準をサッカーボードに例えると、イエローカードに相当するのが「早期健全化基準」および「経営健全化基準」。レッドカードに相当するのが「財政再生基準」です。4つの健全化判断比率のうち、いずれか1つでも「早期健全化基準」以上となる比率のうち、「早期健全化基準」となり、「早期健全化計画」を策定し、自ら的な改善努力による財政の健全化に取り組まなければなりません。

また、資金不足比率が「経営健全化計画」を策定し、公営企業の経営健全化に取り組まなければなりません。

各指標の基準をサッカーボードに例えると、イエローカードに相当するのが「早期健全化基準」および「経営健全化基準」。レッドカードに相当するのが「財政再生基準」です。4つの健全化判断比率のうち、「早期健全化基準」以上となる比率のうち、「早期健全化基準」となり、「早期健全化計画」を策定し、自ら的な改善努力による財政の健全化に取り組まなければなりません。

## 資金不足比率

	令和元年度指標	平成30年度(参考)	早期健全化基準
簡易水道特別会計			
諸浦港埠頭特別会計			
農業集落排水特別会計			
漁業集落環境整備特別会計			
特定地域生活排水処理特別会計			
太陽光発電特別会計			